

療養費・家族療養費に関するお知らせ

令和2年4月1日から医師の指示に基づき購入した、慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のための弾性着衣等の購入費用が療養費（家族療養費）として認められることになりました。

弾性ストッキングおよび弾性包帯を購入した場合、一定の額を上限に購入価格の7割～8割を1回に限り支給いたします。

請求方法につきましては、共済事業のあらましをご覧ください。か、共済組合保険課までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306